

## 宝生流教授囑託会北陸連合会会則

### 総 則

- 第1条（名称） 本会は宝生流教授囑託会北陸連合会と称する。
- 第2条（所在） 本会の事務所を会長宅に置く。
- 第3条（構成） 本会は宝生流教授囑託会北陸地区に於ける富山県支部・高岡支部・石川県支部および福井県支部の4支部（以下構成員という）による連合組織とする。
- 第4条（目的） 本会は宝生流の流儀の発展・普及並びに会員の技能の向上と親睦を図るを目的とする。
- 第5条（事業） 本会は第4条の目的を達成するため下記事業を行う。
- 1 北陸能楽大会を開催。
  - 2 支部間の情報の交換。
  - 3 表彰に関する事項。
  - 4 その他上記に関連する事項。
- 第6条（分担金） 本会の構成員各支部は別に定める分担金を負担し納入しなければならない。
- 2 分担金の額は支部長会議で決める。

### 会 員

- 第7条（会員） 本会の会員は構成員各支部に属する支部会員をもって構成する。
- 2 会員は本会の催す全ての行事に参加することができる。

### 役 員

- 第8条（役員） 本会に次の役員を置く
- 1 会長 1名
  - 2 副会長 3名
  - 3 評議員 若干名
  - 4 監事 1名
- 2 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第9条（会長） 会長は構成員各支部の支部長が回り持ち就任とする。
- 2 会長は本会を代表し会の業務を統括する。
- 第10条（副会長） 副会長は構成員支部の支部長が就任する。
- 2 副会長は会長を補佐し、各支部との連絡調整に当たる。
- 第11条（評議員・監事） 評議員および監事は支部長会議の決議により選任する。
- 2 評議員は会務を分掌し、監事は会計を監査する。

### 事 務 局

- 第12条（事務局および事務局長） 本会に事務局を設け、事務局長1名を置き会務一般を処理する。
- 2 事務局長は評議員のうちより会長が指名する。

### 支 部 長 会 議

- 第13条（支部長会議） 支部長会議は役員全員をもって構成し、定期支部長会議は毎年3月に会長が招集する。
- 第14条（決議事項） 定期支部長会議は次の事項を審議承認する。
- 1 事業報告・決算報告・監査報告
  - 2 事業計画および予算
  - 3 その他業務執行上の重要な事項

### 会 計

- 第 15 条 (事業年度) 本会の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。年度末日をもって決算する。
- 第 16 条 (会計) 本会の経費は、分担金・寄付金その他の雑収入金をもってこれに充てる。
- 第 17 条 (会則改正) 本会の会則の改正は支部長会議の決議により決定し、構成員各支部会員総会の批准により効力を生ずる。

### 附 則

附則 第 1 条 本会則は昭和 51 年 7 月 18 日制定し即日施行する。  
改正会則

- 附則 第 1 条 (決議の経過および施行日) 本会則の改正は予め構成員各支部会員の承認を得、平成 19 年 3 月 1 日支部長会議の決議により成立し、即日施行する。
- 附則 第 2 条 (改正直後の役員任期) 本会則改正後の最初の役員任期は、第 8 条の規定に拘わらず 1 年とする。
- 附則 第 3 条 (事務局長に関する経過措置) 会則第 12 条の事務局長は当分の間従前のとおりとする。

### 細 則

細則 第 1 (大会実施方法) 会則第 5 条の北陸能楽大会は構成員各支部交替して施行し、当番支部は会場の設定・企画・運営に当たる。

細則 第 2 (分担金) 会則第 6 条の分担金はつぎのとおりとする。(従前のとおり)

1	富山県支部	金 120,000 円	24.3 /	138 円
2	高岡支部	金 150,000 円	見直し	18 万円
3	石川県支部	金 180,000 円	→	20 万円
4	福井県支部	金 100,000 円	2 年毎	6 万円
	計	金 550,000 円		578 円

### 表彰規定要綱 (抜粋)

功労会員表彰	
会員歴	10 年以上
北陸・全国大会参加	10 回以上
年齢	70 歳以上